

# テュフズードジャパン（株）における 商品およびサービス購買に関する基本取引規約

## 1. 契約締結、解約、書面、守秘義務（秘密保持契約）、下請けの禁止、オーダー目的の変更

1.1 契約者と顧客であるテュフズードジャパン（株）（以下、「顧客」という。）としての法的関係は、このテュフズードジャパン（株）における商品およびサービス購買に関する基本取引規約（以下、「規約」という。）とその他の文書での合意に基づいています。契約者側の標準規約等は適用いたしません。顧客が契約者の規約等に明確な反対を表明せず、納入・サービスを受諾しても、それは契約者側の条件で受領したことはみなされません。

本規約の範囲内での納品は、商品の納入と業務やサービスの契約の両方とします。

1.2 本規約は、改訂前のすべての購買規約に代わるものであり、新バージョンに置き換えられる場合を除き、今後の取引関係に適用されるものとします。合意された変更等は、書面で確認されたもののみ適用されるものとします。

1.3 書面で発注が確認されている注文のみ、法的拘束力を持つものとします。これは、口頭での約束や契約の追加修正にも適用されます。

1.4 もし契約者が、顧客からの注文書受領後 10 営業日以内に書面で注文を承諾しない場合、顧客は、注文をキャンセルすることができます。

1.5 契約者は、契約の締結と、ビジネス関係を通じて知りえたすべての営利目的または技術的な詳細を営業秘密として扱うことに同意いたします。第三者への契約の照会等行う場合は、顧客の書面による事前承認を必要とします。下請け業者は、契約者と同じ義務を負うものとします。契約者は、秘密保持義務のある情報が権限のない第三者に提供された場合、または秘密保持義務のある文書等を紛失したことが分かった場合、直ちに顧客に通知しなければなりません。本契約が終了した後も、顧客の秘密情報の守秘義務は存続するものとします。秘密情報が公知または一般的に入手可能になった場合のみ、契約者の守秘義務は終了します。

1.6 契約者は、顧客からの注文を下請けまたは再委託する場合、顧客から事前に書面で承諾を得るものとします。

1.7 顧客は、契約締結後であっても、契約者に受け入れられるものである限り、発注物の変更を要求することができます。その場合、契約の規定は、適切に修正されるものとします。

## 2. 価格、輸送、梱包

2.1 合意された価格は固定価格であり、すべての追加の要求は考慮されません。すべての価格は、包装を含む発注書に記載された目的地までの DDP（仕向け地持ち込み渡しインコタームズ 2020 年改訂版）とされます。価格が注文書に表示されていない場合、注文時に有効な契約者のリストの価格は、基礎控除とともに適用されなければなりません。

2.2 訪問、検体/サンプル、オファーの準備、プロジェクトのための支払い等は認められません。

2.3 すべての納入は、正確な種類、数量、重量を示した出荷通知によって出荷後遅滞なく顧客に通知されなければなりません。出荷通知、積荷明細書、請求書やすべての文書には、顧客の注文番号が表示されなければなりません。

2.4 危険物の郵送に関する規定は遵守されなければなりません。特に危険物であることは表示されなければなりません。

2.5 前倒しの納入、超過納入、全額に満たない納入もしくは部分納入は、顧客の書面での事前承認が必要です。合意された分割納入の場合は、残高を示すものとします。

2.6 保留になっていた納入を顧客が指示した送り先へ輸送する場合は、契約者のリスクにて行われるものとします。

2.7 梱包を返品する契約者の義務については、法律規定に基づきます。過剰包装は避け、環境にやさしい梱包資材のみ使用します。梱包が別々に請求された場合、顧客はその梱包を良好な状態で無料で契約者に返還することができます。

## 3. 文書、安全装置、工業所有権

3.1 保管、組立、取扱説明書および必要な安全装置は無料で提供されなければなりません。これは、納品物の補修や修理のために必要とされる文書にも適用されます。

3.2 契約者は、顧客から要求された原産地証明書を必要なすべてのデータとともに、遅滞なく無料で、署名し提出しなければなりません。

3.3 顧客が注文のために契約者に手渡した、もしくは顧客の指示に従って作られた、もしくは顧客によって支払われた、特に図面、治具、ツール、モデルなどの実施記録は、顧客に帰属するものとします。契約者は、契約によりに合意した目的のみのためにそれらを使用できますし、事前に顧客の書面による承認を得た場合は、契約者は第三者にアクセスを可能にすることができます。顧客から発注された業務を終了後、上記の項目は例外なく顧客に返却されなければなりません。

3.4 契約者は、顧客に対して、納品物のすべては第三者の所有権を侵害していないこと、特に納品または納品物の使用が、第三者の工業所有権、ライセンス、著作権あるいは他の特許権を侵害していないことを保証するものとします。

3.5 契約者は、工業所有権の侵害に起因する第三者によるすべての請求から顧客とその顧客に補償するものとし、これに関連して発生する顧客の費用をすべて負担しなければなりません。

3.6 顧客は、関係納品物の使用許可を、契約者の費用にて、正当な所有者から取得する権利を有します。

3.7 契約者は、顧客の商標名、ロゴ、または商標を、自己の利益または第三者のために使用する権利はありません。契約者は、顧客の事前の書面による承認なしに、自己の商号、商標またはロゴを個別に、または組み合わせで、これらを使用することはできません。顧客がその使用を承認した場合は、契約者は、サイズ、位置および商号、商標またはロゴのレイアウトに関して厳密にその指示に従わなければなりません。

#### 4. 日付、契約上のペナルティ、取り消し、代替サービス

4.1 契約者は合意された納期と期間は必ず遵守するものとします。荷物/貨物の受領、または顧客が指示した引渡し場所での欠陥のない作業および業務の提供、または適切な時間内の迅速な承諾は、この納期および期間に準拠するために決定的なものとなります。

4.2 契約上のペナルティは、契約者が契約日または期間内に履行しない場合に適用されます。契約上のペナルティについては、1日の遅延につきオーダーの純額の0.2%であること、しかしオーダー全額の純額の5%を上回ってはいけないこと、さらには契約上のペナルティへの複数のクレームは集約されなければなりません。顧客は、契約上のペナルティがかような遅延に起因する損害を相殺するものであるのに対して、それ以上の損害につき請求する権利を留保するものとします。商品またはサービスの受領時に顧客が契約上のペナルティを主張する権利を留保しなかった場合は、最終的な支払いがされるまでにそれを請求することができます。

4.3 上記にかかわらず、契約者の債務不履行の場合には、顧客の権利は、法律の条項に準拠します。納品の遅延や業務もしくはサービスの遅延の承諾は、損害賠償請求の権利を放棄することにはなりません。

4.4 契約者は、納品等業務の遅延が明確な場合、顧客に直ちに通知しなければなりません。顧客に対して遅滞なく、遅延の理由が通知された場合、その制限を超えた期限の不履行の主張が可能になります。催促したにも関わらず合理的期間内に十分な

書類を受領できなかった場合、契約者は、顧客から供給された必要書類不足を理由にすることができます。

4.5 顧客は、経済的側面や不可抗力または労働争議に起因する遅延を考慮した上で、納品、業務実績、サービスが不要になった場合、本契約を解約することができます。

#### 5. 品質保証、保証、瑕疵担保請求、損害賠償請求、欠陥通知期間、保証期間、保留、更新

5.1 契約者は、すべての納品物は、契約者と顧客の間で合意された仕様となっていることは勿論、承認されている最新のエンジニア基準、当局、貿易機関、専門家団体のあらゆる規則規定を含む適用されるすべての国内および国際法的要件を遵守していることを保証いたします。顧客から求められている要求につき何ら懸念事項がある場合には、契約者は、遅滞なく書面でそのことを顧客に通知しなければなりません。

5.2 契約者は、経済的および技術的に可能な範囲において、さらに第三者に対する納品および補助的サービスに対して、環境に配慮した製品および納品手段を使用することを承諾いたします。顧客の要求に応じて、契約者は無償で納入品の検査証明書を発行しなければなりません。

5.3 顧客は、貨物/サービス/業務について種類/品質/数量に関して本規約の内容と不適合であること（以下、「契約不適合」という。）を通常取引において発見した場合には、遅くとも顧客が貨物を受領/承諾してから5営業日以内に、書面で遅延なく通知しなければなりません。

5.4 顧客からの要請を受けた場合、契約者は遅滞なく保証期間中における苦情の対象となった集荷や業務サービスの契約不適合をすべての補助費用を含み無償で是正しなければなりません。これらの契約不適合には、保証されたデータの不獲得および保証された品質の欠如も含まれます。顧客は、是正手段、例えば修理、契約不適合な物の交換あるいは納品物の交換等を自由に選択することができます。契約者は、顧客にそれが生じる限り、契約不適合の発見やその是正に関わるすべての費用を負担しなければなりません。具体的には、検査費用、解体と組立費用、運賃、輸送費、人件費、材料費です。納入品が履行地以外の場所に運ばれたことで経費が増加している場合も適用されるものとします。

必要な場合、契約者は、顧客の本質的な業務に係る場合、契約者にとって可能な場合に限り、複数交換作業もしくは規定外時間あるいは休日に、修理もしくは新たな納品を行わなければなりません。

顧客によって修理や代替納入の合理的期間が設けられた後にその期間が2回も不運に経過してしまった場合、顧客は、法的な取消権あるいは価格割引を要求することができます。代替納入のために合意された期間は、顧客が設定した期間制限と同様の法的効果を持つものとします。

契約の不履行または契約不適合部分がサービスの限定部分に限られている場合、顧客が契約を取り消す権利を有している限り、取消はこの限定部分に限定され、残りの契約部分は有効とします。

顧客は、すべての場合において、損害賠償請求する権利を留保しています。

5.5 万が一契約者が、顧客によって設定された合理的期間内に、欠陥に対する責任の義務を遵守しなかった場合、顧客は、自己に必要な措置を実施、あるいはそれを第三者に実施させることができます。緊急の場合は契約者と合意後、顧客は、自己で修理、あるいは第三者に修理をさせることができます。顧客は、損失を最小限に抑えるための義務を履行するという事前の同意なく、契約者の欠陥に対する責任から生じる義務を軽減することにつながらなくとも、マイナーな欠陥を改善することができます。

顧客は、契約者に対して、必要な費用を請求することができます。これは著しく深刻な損傷や多大な損失を被りそうな場合にも適用されるものとします。

5.6 別段の明確な合意がない限り、法定の保証期間が適用されるものとします。

この期間は、受け取り場所で、顧客あるいは顧客によって指定された第三者に対して納入品を引渡し、あるいは顧客によって明記された納品物の使用することによって開始するものとします。設備、機械および工場については、適用保証期間は、顧客から書面により宣言された受託書にある受納検査日から開始します。万が一、受入が契約者の制御できない理由により遅れた場合には、適用保証期間は、受納検査のための納入品の規定に従って開始されるものとします。

5.7 欠陥が調査および修復された期間、納品または顧客によって使用できない部品については、現在の保証期間は、その使用ができない期間延長されます。修理、代替物納品物あるいは部品については、保証期間はリスクが移転した後から再び開始します。

## 6. 品質保証、製造物責任

6.1 契約者は、その種類および範囲に適した、また最新の技術に沿った品質保証を行わなければならないと、顧客の要求に応じてその証拠を提供しなければなりません。契約者は、適切な品質保証契約を契約者が必要として考慮する場合は、契約者と締結しなければなりません。

6.2 契約者が行う工場検査は、納品物が顧客の技術仕様に適合していることを保証するものとします。契約者は、実施されたすべての検査と試験の記録を作成すること、およびすべての試験、計測および検査結果を10年間ファイルすることに同意します。顧客は、いつでもこれらの文書を検査し複写することができます。

6.3 別段の合意がない限り、契約者はその製品として恒久的に認識できるように納入品にマークしなければなりません。

6.4 顧客に対するその損害賠償請求が公式の安全規制、日本や外国の製造物責任の規制や法規違反のために起こされ、製品の欠陥が契約者の納入品によって引き起こされた場合、顧客は契約者から、契約者から供給された製品によっておこされた損害である限りにおいて損害賠償請求をする権利を有します。本損害賠償請求は、予備的リコールアクションの費用も含むものと

します。それが可能かつ合理的である限り、顧客は、リコール基準の内容と範囲を契約者に通知し、契約者が当基準について意見を述べる機会を与えなければなりません。

6.5 加えて、契約者はリコールリスクを含む製造物責任におけるすべてのリスクに備えて適正な保険を取得し、顧客の要求に応じて、検査のために保険証券を提出しなければなりません。

## 7. 請求書、支払い、証明書、留保権、譲渡禁止、相殺、契約者の支払不能

7.1 請求書は、納品や業務後の適切な文書やデータの全てとともに、顧客に対して別途、2通提出されなければなりません。適切に提出されない請求書は、訂正された日に顧客が受け取ったとみなされます。

7.2 支払いは、通常フォームで **70 日以内**に、納品もしくは業務およびサービスの受領検査合格または請求書の受領後に計算された金額に対し差引きなしに行われなければなりません。仮に顧客が相殺もしくは欠陥のために支払いを留保した場合であっても、値引きは適用されます。値引き期間は、欠陥を完全に除去した後に開始されなければなりません。前倒しの納入（条項 2.5）は合意された支払い期日に影響を及ぼすものではありません。

7.3 材質試験の証明書が合意された限りにおいて、それらは納入や業務やサービスの本質的な部分を形成するものとし、請求書と共に顧客に送付されなければなりません。しかしながら、顧客は、遅くとも請求書の受領後 10 日以内にそれらを受領する必要があります。これらの場合は、支払期限は合意した証明書の受領により開始するものとします。

7.4 顧客は、不完全あるいは不良品の納品もしくは業務やサービスに関する規定がある場合には、支払いを留保する法的権利を実行する権利を有するものとします。

7.5 契約者は、顧客の承諾なしに顧客に対する賠償請求を譲渡したり、第三者によって回収させてはなりません。万が一契約者が、本条項にかかわらず、当該賠償請求を第三者に譲渡したり回収させたりした場合には、顧客は契約者もしくは第三者に弁済の結果を支払わせる選択肢を有するものとします。

7.6 破産手続の対象とされた契約者を除いて、顧客はドイツの会社法 15 条の定義におけるテュフズードグループ関連会社の他会社によって契約者に対してなされた損害賠償請求と相殺する権利を有するものとします。

7.7 もし契約者が支払いを中断したり負債を超えたりまたは債務超過の申立てが契約者の資産に関連してなされたものである場合、顧客は本契約を解除する権利を有します。顧客が本契約を解除しない場合は、契約保証義務の担保として、保証期間の満了までネット注文合計の少なくとも 5% の金額を天引きする権利を有します。

## 8. 不可抗力

いずれかの当事者が、その当事者の支配を超えた異常かつ予測不可能な事由（不可抗力事由）のために、相手方当事者に対する義務の全部または一部を履行できない場合、不可抗力事由に

より影響を受ける当事者の当該義務は、不可抗力事由およびその結果が持続する限り、中断されるものとし、この間の相手方当事者の負担する対価支払義務は消滅するものとします。相手方当事者の請求、特に損害賠償請求は、この不可抗力に関連しては発生しないものとします。ただし、不可抗力を主張する当事者は、相手方当事者に対し、不可抗力事由、中断される履行義務および履行義務の中断予想期間を、遅滞なく書面にて通知する義務を負うものとします。不可抗力を主張する当事者が、合理的な注意義務を守ることにより、履行義務が中断されている間に、通知した中断予想期間が大幅に変更されることを認識した場合も同様にその旨を相手方当事者に遅滞なく書面にて通知するものとします。不可抗力事由が相手方当事者への最初の通知から起算して3ヶ月間を超えて続く場合、両当事者は契約を取り消す権利を有するものとします。かかる取消権は、継続的な義務については、解除権に置き換わるものとします。

## 9. テュフズードサプライヤー行動規範

9.1 契約者は、自らの事業活動の規模、性質および範囲に適した方法で、自らの事業エリアの中でテュフズードサプライヤー行動規範において期待される事項を遵守し、自らのサプライチェーンにおいても適切に対処するものとします。サプライヤー行動規範へのアクセス、印刷、ダウンロードは以下から行うことができます。 : <https://www.tuvsud.com/en/tuev-sued-sourcing>

9.2 顧客は、6週間の通知期間をもって「テュフズードサプライヤー行動規範」を変更する権利を有します。

9.3 契約者は、自らの従業員にテュフズードサプライヤー行動規範の内容を通知し、定期的に研修を行うものとします。顧客は、必要に応じて研修資料を提供するものとします。

9.4 契約者は、テュフズードサプライヤー行動規範において期待される事項への準拠を検証するために、自らの事業エリアおよび自らのサプライチェーンにおけるリスクに応じた適切な管理手段を行うものとします。契約者は、テュフズードサプライヤー行動規範において期待される事項の遵守を実証するため、顧客が実施するリスクベースのサプライヤー自己評価調査に参加することを約束します。顧客は、テュフズードサプライヤー行動規範において期待される事項の準拠を評価するため、顧客の費用負担において契約者を監査する権利を有します。監査は、顧客、または事前の適切な通知後に顧客が委託した第三者が実施します。顧客は、契約者の正当な利益に十分配慮することを約束します。

9.5 顧客が、契約者がテュフズードサプライヤー行動規範において期待される事項に準拠しているかどうか、正当な疑念がある場合、またはその期待される事項に対し違反が懸念される場合もしくは既に違反している場合、契約者および顧客は、適切な改善措置についてお互いに協議するものとします。具体的な措置について互いに合意しない場合、顧客は具体的な措置を提案するものとし、更なる協力を決定する場合には、これらの措置の実施を求めるものとします。

## 10. コンプライアンス

10.1 契約者は、顧客に対し、本契約に関し契約者およびその従業員のいずれかが贈収賄に該当するいかなる行為も行わないこと、また将来的にも契約者およびその従業員がそのような行為を行わないことを確約いたします。契約者は、顧客に対して、詐欺、詐欺的な背任行為、マネーロンダリング、倒産法に基づく犯罪行為、不正競争防止法に基づく犯罪行為、不当な利益の供与もしくは贈収賄の犯罪行為を構成する可能性のあるすべての行為を行わないことを宣言します。このような違反行為を防止するため、契約者は合理的な措置を講じ、それを維持します。

10.2 契約者またはその従業員が、発注に関連して、不当な競争制限となるような合意を非明示的かつ意識的に行った場合、契約者は顧客に対し、その損害の賠償として各正味発注額の10%を損害賠償として支払う義務を負うものとします。両契約当事者は、より高額又は低額の損害が発生したことを証明する権利を有するものとします。この支払義務は、契約が解除または撤回により終了した場合または満了された場合にも生じるものとします。顧客のさらなる契約上または法律上の請求権は影響を受けません。

10.3 契約者は、顧客に納品する前に、必要なすべての承認および許可を得ていることを表明し、保証します。

10.4 本条項の規定の違反があった場合、契約者の責に帰すべき事由のない限り、顧客は、予告期間を設けることなく、契約者とのすべての交渉を停止し、顧客と本契約上の合意を解除し、またはかかる合意から離脱する権利を有します。

10.5 契約者による本条項の違反に基づき、顧客が第三者から責任を追及された場合、契約者はそのような請求から顧客を補償することに同意するものとします。さらに、契約者は、かかる第三者からの請求によって生じたすべての損害（間接的な損害を含む）を顧客に賠償することに同意します。

## 11. 輸出管理および禁輸等

11.1 契約者は、契約の履行に関連して、「外国為替及び外国貿易法」およびドイツ連邦共和国、欧州連合、アメリカ合衆国その他諸外国の安全保障管理関連法令等（以下「輸出管理・禁輸規制等」という。）による適用および関連するすべての制限を遵守するものとします。

11.2 契約者は、納品された商品又は提供されたサービスの輸入、輸出、再輸出および／又は移転の際に、輸出管理・禁輸規制等を遵守するため顧客が必要とするすべての情報およびデータを、契約締結後1週間以内に、また変更が生じた場合には遅滞なく顧客に書面にて通知するものとします。特に、商品の納入の場合、契約者は、輸出管理・禁輸規制等の介入に関連するすべての関連商品リスト番号を提供するものとします。

## 12. 契約の分離

購買の一般条件のいずれかの部分が無効である場合であっても、残りの条項の効力に影響は及ぼしません。

## 13. 履行地

別段の書面での合意がない限り、納品義務のある履行地は、顧客によって指示された納品場所であり、両当事者の他の義務のすべてについて顧客の登録事務所となります。

#### **14. 契約言語**

契約言語は、英語です。契約の当事者がさらに別言語を利用する場合、英語の文言が優先するものとします。

#### **15. 裁判地**

本契約から生じるもしくは関連して生じる紛争のすべての裁判地は、顧客の登録事務所地とします。しかし、顧客は、契約者の事務所地の裁判所に訴訟もしくは法的手続を持ち込む権利を有するものとします。

#### **16. 追加法**

本契約およびこれより生じる全ての法的関係は、抵触法条項および国際物品売買契約に関する国際連合条項の規定にかかわらず、日本法のみが適用され、また日本法に沿って解釈されるものとします。